

旧松沼町第3住宅用地の売却に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和 3年12月

目 次

1	市有地活用に伴う公募型プロポーザルの趣旨	1
2	プロポーザルの概要	1
	(1) 名称	1
	(2) 主催者及び事務局	1
	(3) 提案の内容	1
3	プロポーザルの条件	2
	(1) プロポーザルの対象とする土地	2
	(2) 売却価格	3
	(3) 市の承諾が必要な事項	3
	(4) 土地利用に関する条件	3
4	参加者の資格	4
	(1) 参加資格	4
	(2) 構成企業の変更	5
	(3) 参加資格の喪失	5

5	プロポーザルの手続き	6
	(1) スケジュール	6
	(2) 参加の手続き	6
	(3) 注意事項	9
6	事業提案書の内容	10
7	審査の方法	11
	(1) 評価委員会の設置	11
	(2) 評価委員会の審査について	11
	(3) 評価のポイント	11
	(4) 参加者の失格	11
	(5) 評価項目	11
	(6) 候補者等の選定	12
	(7) 評価結果の公表	12
8	売買契約に関する事項	13
	(1) 土地売買契約の締結及び契約保証金	13
	(2) 売買代金の納入、所有権移転、土地引き渡し	13

1 市有地売却に係る公募型プロポーザルの趣旨

旧松沼町第3住宅用地（以下「売却地」という。）について、民間事業者（プロポーザルにおいて企画、提案をする者または共同企業体、若しくは企業グループ）（以下「事業者」という。）による周辺の環境を生かした土地活用、及び道路等の公共施設の築造や建設・運営計画の提案を受けることにより、本市及び地域社会の活性化へ寄与することができる候補者を選定し、有効な土地利用を目指すものです。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

旧松沼町第3住宅用地の売却に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 主催者及び事務局

【主催者】 館林市

【事務局】（本プロポーザル全般に関すること）

都市建設部建築課住宅施設係

館林市城町1番1号（市役所4階）

電話：0276-47-5156（直通）

FAX：0276-72-3297

e-mail：kenchiku@city.tatebayashi.gunma.jp

（売買契約に関すること）

政策企画部財政課管財係

館林市城町1番1号（市役所3階）

電話：0276-47-5106（直通）

FAX：0276-72-3297

e-mail：zaisei@city.tatebayashi.gunma.jp

(3) 提案の内容

- ・本市が所有する売却地の活用について、立地特性を生かした地域活性化や地域住民の利便性の向上、及び経済効果を創出できる実現性のある具体的な提案を求めます。
- ・提案にあたっては、以下の点に留意し、適切な事業内容の提案を求めます。
 - ①売却地全体の活用方法について提案すること。（既存認定道路の拡幅・付替・新設・廃止も考慮し、原則、都市計画法第29条に基づく開発許可を受けることを条件

に計画してください。)

②売却地は現状有姿による売却とする。

③事業者は、提案した内容に基づき自己資金等で事業を実施すること。

④事業者は、提案した事業について、速やかに提案内容に即した土地利用を行うこと。

3 プロポーザルの条件

(1) 本プロポーザルの対象とする土地

所在地	館林市松沼町 1489 番 3、1489 番 7、1492 番 1、1540 番 5、1548 番 3 (うち未分筆の認定道路9路線含む)
面積	6,563.43 m ² (公簿)
地目	宅地
都市計画等の状況	区域区分：市街化区域 用途地域：第 1 種中高層住居専用地域 (居住誘導区域) 建ぺい率：60% 容 積 率：200% 防火指定：なし (建築基準法第 22 条・23 条地域)
土地の引渡し	<ul style="list-style-type: none">売却地に既存認定道路の舗装や側溝及び樹木が存在し、東京電力の電柱が設置されていますが、土地の引渡しは現状渡しとし、売買契約締結後の引渡しとなります。事業者による開発計画に伴い、道路を拡幅・付替・新設・廃止することもできますが、これに伴う諸費用は事業者の負担となります。なお、拡幅・付替・新設した道路は、事業者によって分筆・帰属等していただきます。
その他	<ul style="list-style-type: none">本市では売却地の地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査は行っていません。参加者の負担において調査していただくことが可能です。調査に係る詳細は本要領 P.9 5 (3) ⑧をご確認ください。市道 1 級 6 号線沿いの歩道部は売却地に含まれていますが、当該部分を歩道として整備していただきます。市道 7215 号線は歩道が整備され、通学路に指定されていますが、歩道幅員が狭く通行上支障があるため、当該歩道部の計画は評価の対象となります。市道 7204 号線沿いは、自主後退用地を含んで市道認定及び舗装してありますので、当該部分は現状と同等以上の整備をしていただきます。

	<ul style="list-style-type: none"> •所有権移転登記は、土地引き渡し後、囑託登記により本市で代行しますが、登記に要するすべての費用は事業者の負担となります。（申請に必要となる必要書類を市に提出していただきます。） •売却地内に残存する樹木や電柱等は、そのまま活用していただいても構いません。
--	--

（２）売却価格

- ① 最低売却価格は、金 122,000,000 円 です。

（不動産鑑定価格 －（舗装及び側溝撤去費用+受益者負担金相当額）＝ 最低売却価格）

- ② 譲受申出価格調書（様式５）に記入する価格は、最低売却価格以上とします。

（３）市の承認が必要な事項

活用事業提案書の内容の変更

やむを得ない事情により、活用事業提案書（様式５）を変更する場合には、事前に館林市と協議し、承認を得てください。ただし、本プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）の趣旨を損なうような変更や事業提案から著しく逸脱した変更は認められません。

（４）土地利用に関する条件

- 対象地は、第 1 種中高層住居専用地域で周囲が住宅地であることや、日本遺産に認定された都市公園が近隣にあることから、周辺環境、施設との調和や関連性に配慮した土地利用を提案すること。
- 事業者は、提案した事業について、売買契約締結後最低 3 年間（宅地分譲する場合は、当該分譲区域の部分に限り、造成工事が終了するまで）は、提案内容に即した事業を遂行してください。
- 本事業の主旨から、以下に該当する土地利用は認めません。**
 - ①建築基準法第 48 条第 3 項ただし書き許可を要する用途
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同上第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体およびその構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
 - ④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途

- ⑤前項目に掲げるもののほか、公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

4 参加者の資格

(1) 参加資格

本要領に基づき事業提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とします。なお、参加にあたっては、企業体（以下「企業グループ」という。）を組んで共同参加することができます。

共同参加する場合は、企業グループ内から代表する1社（以下「代表者」という。）を選定し、代表者が本市との連絡窓口となり、手続き全般を行い、業務遂行の責を負うものとしてします。また、企業グループの全構成員が以下に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とします。

- ア 日本国籍を有する個人若しくは国内に本店を有する法人
- イ 自ら提案した土地利用計画を、適切かつ遅滞なく実施できる者
- ウ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく手続き開始の申立てがなされていないこと
- オ 次に該当する者がいないこと
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者
 - ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ・役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員
- カ 契約締結に際し、本市が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に準じて必要に応じて行う本人確認^{*}に応じることができる

こと

※本人確認により取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。

キ 法人税及び事業税の滞納がないこと。個人の場合は、市税（住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）の滞納がないこと。

ク 個人が参加する場合において、破産者であった者である場合は、既に復権を得ていること

（2）企業グループの構成員の変更

企業グループの構成員（代表者含む）の変更は、参加意向申込期間内であれば変更可能です。（様式 1-3）

注1）単独で参加する者は、他の企業グループの構成員となることはできません。

注2）同一参加者が複数の企業グループの構成員となることはできません。

（3）参加資格の喪失

次の事項に該当していることが判明した場合、その時点で当該参加者の参加資格が喪失します。なお、企業グループの構成員が該当した場合も、当該企業グループの参加資格が喪失します。

- ① 前記の（1）参加資格を失った場合
- ② 参加提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- ③ 公正な審査に影響を与える行為があった場合

5 プロポーザルの手続き

(1) スケジュール

本要領の公表・配布	令和3年12月 8日（水）～
参加意向申込	令和3年12月 8日（水）～令和4年1月31日（月）
参加資格確認結果通知	令和4年 2月10日（木）発送予定
質疑の受付	令和4年 2月15日（火）～2月18日（金）
質疑に対する回答	令和4年 2月25日（金） 予定 ※HPに掲載
提案書類の受付	令和4年 7月 4日（月）～7月8日（金）
プレゼンテーション 及びヒアリング（予定）	令和4年 7月下旬 ※プレゼンテーション及びヒアリングは1参加者あたり30分程度を 予定しています。詳細については別途お知らせいたします。
候補者の決定	令和4年 8月中旬
契約の締結	令和4年 8月中旬 仮契約 令和4年12月中旬 議会承認 令和4年12月下旬（議会承認後）本契約

※売却地の売却は議会承認案件となりますので、市議会にて承認されなければ本契約できません。また、売却地内の市道廃止についても議会承認が必要ですのであらかじめご了承ください。

(2) 参加の手続き

①本要領の公表・配布

配布期間	令和3年12月8日（水）～
配布時間	平日 午前9時00分～午後5時00分まで
配布場所	事務局（市役所4階 都市建設部建築課住宅施設係） 本市ホームページからもダウンロードできます。

②参加意向申込

ア 参加意向申込の方法

参加者は、参加意向申込書（様式 1-1）等を受付期間内に事務局まで提出してください。

受付期間	令和3年12月8日（水）～令和4年1月31日（月）
受付時間	平日 午前9時00分～午後5時00分まで
受付場所	事務局（市役所4階 都市建設部建築課住宅施設係）
提出書類	参加意向申込書（様式 1-1）・・・・・・・・・・1部 企業グループ構成員一覧表（様式 1-2）（企業グループの場合）・・ 1部

	最新の納税証明書（交付から3か月以内のもの）・・・1部
--	-----------------------------

イ 企業グループの構成員の変更

企業グループの構成員（代表者含む）を変更する場合、「参加意向申込企業グループ構成員変更届出書（様式 1-3）」と新たな「企業グループ構成員一覧表（様式 1-2）」を事務局へ提出してください。

ウ 注意事項

参加意向申込をしていない参加者は、提案書の提出をすることができませんので、注意してください。なお、参加意向申込者が辞退することは可能です。

③参加資格確認結果

参加意向申込をした参加者に対して郵送で参加資格確認結果通知書を発送します。

④質疑の受付

プロポーザルに関する質疑については、すべて所定の質問書（様式 2）によって行います。質疑がある場合は、質問書に記入のうえ、事務局まで窓口またEメールにより提出してください。口頭、電話、FAXによる質疑は受け付けません。また、質疑内容は、プロポーザルに関する事項について簡潔・明瞭に表記してください。提案に伴う計画の許認可等に関する事項及び抽象的・不確定な質疑には回答できません。

なお、質疑を行う事ができる者は参加意向申込者（企業グループの場合は代表者）に限ります。

受付期間	令和4年2月15日（火）～2月18日（金）
受付時間	（窓口）平日 午前9時00分～午後5時00分まで （Eメール） kenchiku@city.tatebayashi.gunma.jp
受付場所	事務局（市役所4階 都市建設部建築課住宅施設係）
提出書類	質問書（様式 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

⑤質疑に対する回答

質疑に関する内容及び回答は、後日、館林市ホームページに質問回答書を公開することで回答します。

なお、質問回答書をもって、本要領の補完、追加、修正および解釈に関する補足等とします。

回答予定日	令和4年2月25日（金） 市HPに掲載
-------	---------------------

⑥提案書類の受付

ア 提案書類の提出方法・受付期間

受付期間中に提案書類を事務局まで持参してください。

なお、提案書類提出の際、提案書類に対し、事務局から質問する場合がありますので、質問に回答できる方が持参してください。

受付期間	令和4年7月4日（月）～7月8日（金）
受付時間	平日 午前9時00分～午後5時00分まで
受付場所	事務局（市役所4階 都市建設部建築課住宅施設係）

イ 提出書類

提出書類として、次の書類を提出してください。

名 称	書 式 等	部 数
誓約書（様式3）	所定の書式に従って作成してください。	1部
事業提案書 （様式4-1） から （様式4-5）	<ul style="list-style-type: none"> ・A3判横書き ・右下隅に参加者名を明記 ・簡易製本（左綴じ） ・紙質、表現方法は自由 	8部
同上データ CD-R	<ul style="list-style-type: none"> ・Word、Excel で処理可能な文書形式 ・ラベルに参加者名を明記 	1枚
譲受申出価格調書 （様式5）	名称、参加者名を記載した封筒に入れ、密封して提出してください。	1枚
表紙（様式6-1）	所定の書式に従って作成してください。	1部
企業概要（様式6-2）	同上	1部
事業実績に関する調書（様式6-3）	同上	1部
法人登記簿謄本	交付から3か月以内のもの	1部
印鑑証明書	交付から3か月以内のもの	1部
決算書	直近3年程度の経営成績を示すもの	1部
その他	市長が必要と認めたもの	1部

(3) 注意事項

①参加保証金

参加保証金 免除

②費用の負担

提案に関し必要な費用は、全て参加者の負担とします。

③書類等の変更の禁止

一度提出した書類の修正、変更等は原則認めません。ただし、誤字等の修正及び本市が必要と認めるときは、この限りではありません。

④使用言語及び単位

提案書類等における使用言語は日本語、単位はメートル法で記載してください。

⑤著作権

提案書類等の著作権は参加者に帰属します。ただし、本市が必要と認めるときは、提案図書の一部又は全部を無償で使用できるものとします。

⑥提案書類等の取り扱い

提案のあった事業計画は、提案参加者名、事業計画概要、その他の提案内容について公開することがあります。著作権及び工業所有権（特許権・実用新案・意匠権・商標権）等無体財産権その他の権利を提案に使用する場合、参加者は事前に権利者の承諾を得ているものとします。なお、提案書類は返却いたしません。

⑦補足資料の提出

審査において提案内容について補足資料の提出を求める場合があります。

⑧参加者による地下埋設物調査等について

参加者において調査実施可能期間内であれば、本市と協議のうえ、地下埋設物調査、土壌調査を実施することができます。調査実施可能期間は概ね令和4年3月から6月までを予定しています。地盤調査については売買契約が完了するまで認められませんのでご了承ください。

⑨その他

提案にあたって、参加者自らの責任において、関係法令等を十分に調査し、事業実施にあたり関係法令等に抵触しない実現可能な計画としてください。

6 事業提案書（様式4-2から様式4-5）の内容

名 称	記載事項・内容
(1)提案趣旨書 （様式4-2）	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画の概要（事業の趣旨・ポイントなど） ・土地利用計画に関する基本的な考え方 ・施設（道路等の公共施設含む）計画に関する基本的な考え方（施設の概要・ポイントなど） ・周辺環境との調和、地域活性化への寄与
(2)土地利用計画図 （様式4-3）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設配置（イラスト、文章等で表現） ・完成予想図
(3)事業計画書 （様式4-4） ※参考様式	<p>【記載事項参考例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の仕組 ・実施体制（有資格者の配備等も明記） ・事業スケジュール（店舗や社会福祉施設等の建築物を計画する場合は管理・運営まで）
(4)収支計画書 （様式4-5） ※参考様式	<p>【記載事項参考例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費概算書（初期投資） ・資金調達計画書 ・事業（収支）計画書 ・長期収支計画書（長期的な管理・運営がある場合）

※様式4-4、4-5については参考様式とし、任意様式（A3）とする

7 審査の方法

(1) 評価委員会の設置

- ①候補者及び次点候補者を選定するにあたり、審査は売却に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行います。
- ②議事内容は非公開とします。

(2) 評価委員会の評価について

評価委員会にて行われる評価は、事業提案等の内容を評価することを目的とし、提案された土地利用計画に関して法令等に基づく許認可等の可否について審査を行うものではありません。また、評価は、許認可等を保証するものではありません。

土地引き渡し後の土地利用にあたり、必要となる届出や許認可等については、事業者自ら各関係機関に提出し、許認可等を受けていただく必要がありますので、ご注意ください。

(3) 評価のポイント

提案された事業提案書は、以下の点に着目して評価します。

- ①内容点・・・地域住民の利便性の向上や周辺道路・環境・施設との関係性、計画の実現性
- ②価格点・・・譲渡申出価格が高いもの

(4) 参加者の失格

次の事項に該当していることが判明した場合、その時点で当該参加者を失格とします。また、以下の項目のいずれかの項目において、著しく劣り「不適」と判断された提案は、総合得点の如何にかかわらず、失格とする場合があります。

- ①提出期限を過ぎて提出された場合
- ②本要領に定める事項に反した場合
- ③提案書類に不備、又は、明らかに虚偽又は法令違反の記載があった場合
- ④審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- ⑤その他、事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(5) 評価項目

評価委員会は、提案書類を基にプレゼンテーション及びヒアリング（予定）を実施し、次の項目に基づいて総合的に評価します。また、プレゼンテーション及びヒアリング（予定）は1参加者あたり30分程度を予定しています。詳細については別途お知らせいたします。

①基本的な事項：提出書類が本要領に規定する提案書類の要件を満たし、明らかに関係法令及び条例、並びに要綱等に反していないこと

②評価基準：内容点50点、価格点50点とし、その合計を総合得点とします。

内容点に係る審査項目及び配点（配点50点）	
内容点 （50点）	<ul style="list-style-type: none"> ○交流人口、定住人口の増加 ○周辺地域を考慮した道路計画 ○地域活性化に繋がる提案 ○周辺の観光資源を活かした土地活用 ○計画の実現性 など
価格点に係る点数化の計算式（配点50点）	
価格点 （50点）	$\frac{\text{参加者の譲渡申出価格}}{\text{参加者の中で最も高い譲渡申出価格}} \times 50$

※本要領の主旨から、内容点が20点に満たない場合は、失格となります。

（6）事業候補者等の選定

ア 評価委員会において、候補者及び次点候補者を選定します。

イ 評価結果は、全ての参加者（企業グループの場合は代表者）に対して文書により通知します。なお、評価にかかる質問や異議の申し立ては、お受けできませんので、予めご了承ください。

ウ 本市は候補者と、提案内容や契約内容について確認を行い、契約を締結する相手として適正であると判断した場合、仮契約を締結します。なお、契約締結について合意に至らない場合や、候補者として不適切であると判断された場合には、次点候補者との協議を開始します。

エ 参加者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとしませんが、候補者の選定については、評価委員会で決定するものとしします。

（7）評価結果の公表

評価結果については、本市ホームページで公表を予定しています。

8 売買契約に関する事項

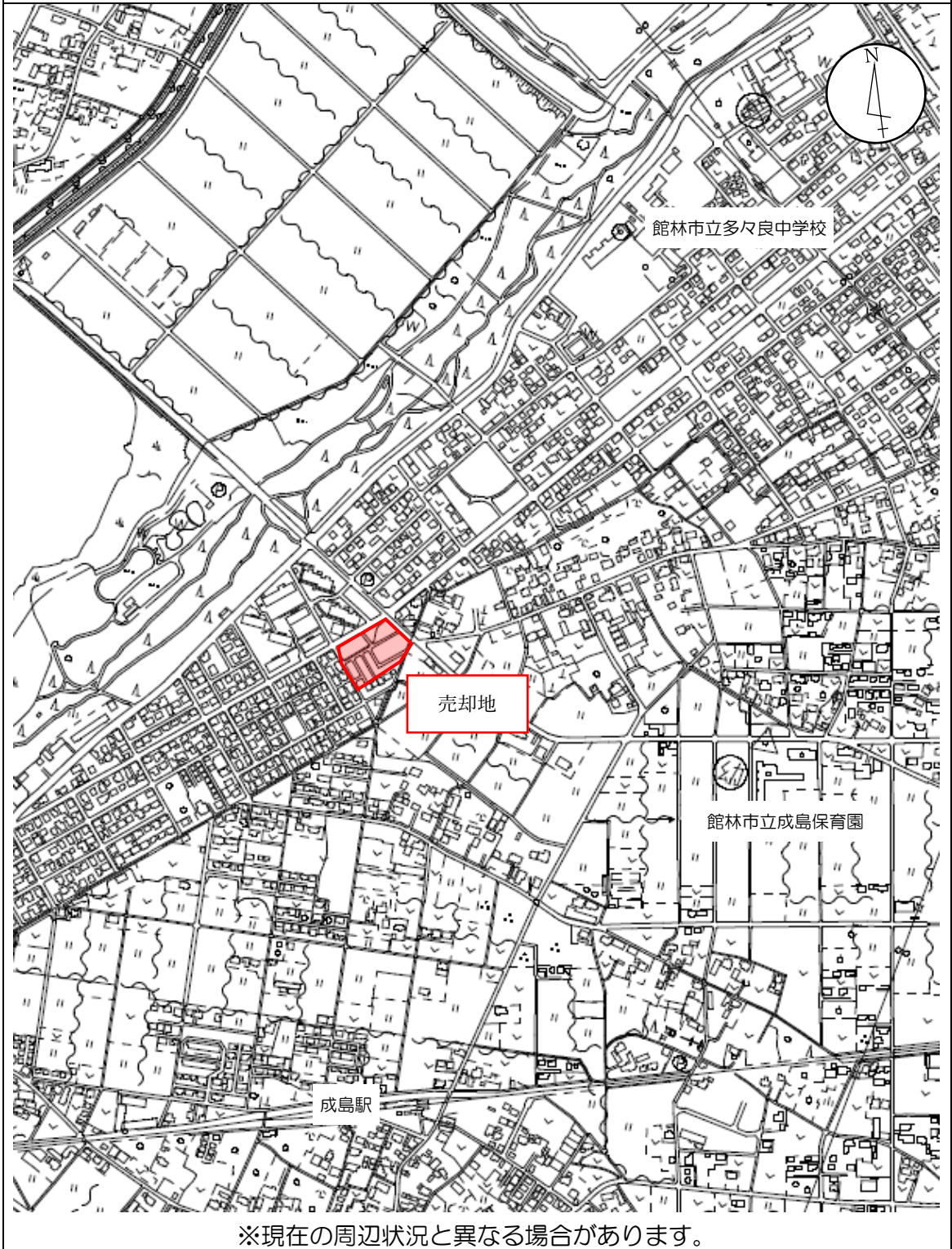
(1) 土地売買契約の締結及び契約保証金

- ①土地売買契約は、候補者と仮契約を締結した後、市議会の承認を得た上で、正式に事業者として土地売買契約（以下「本契約」という）を締結いたします。よって、仮契約を締結した場合であっても、市議会で承認されない限り本契約を締結できませんのでご了承ください。
- ②候補者が、何らかの理由により本市と契約を締結できなくなった場合、次点候補者との協議を開始します。
- ③本契約の締結と同時に売買代金の10%以上（千円未満切り上げ）にあたる契約保証金を納入していただきます。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を納入する必要はありません。
- ④本契約後、事業者の責めに帰すべき理由により本契約が解除されたときは、契約保証金は違約金として本市に帰属することとなりますので、返金いたしません。

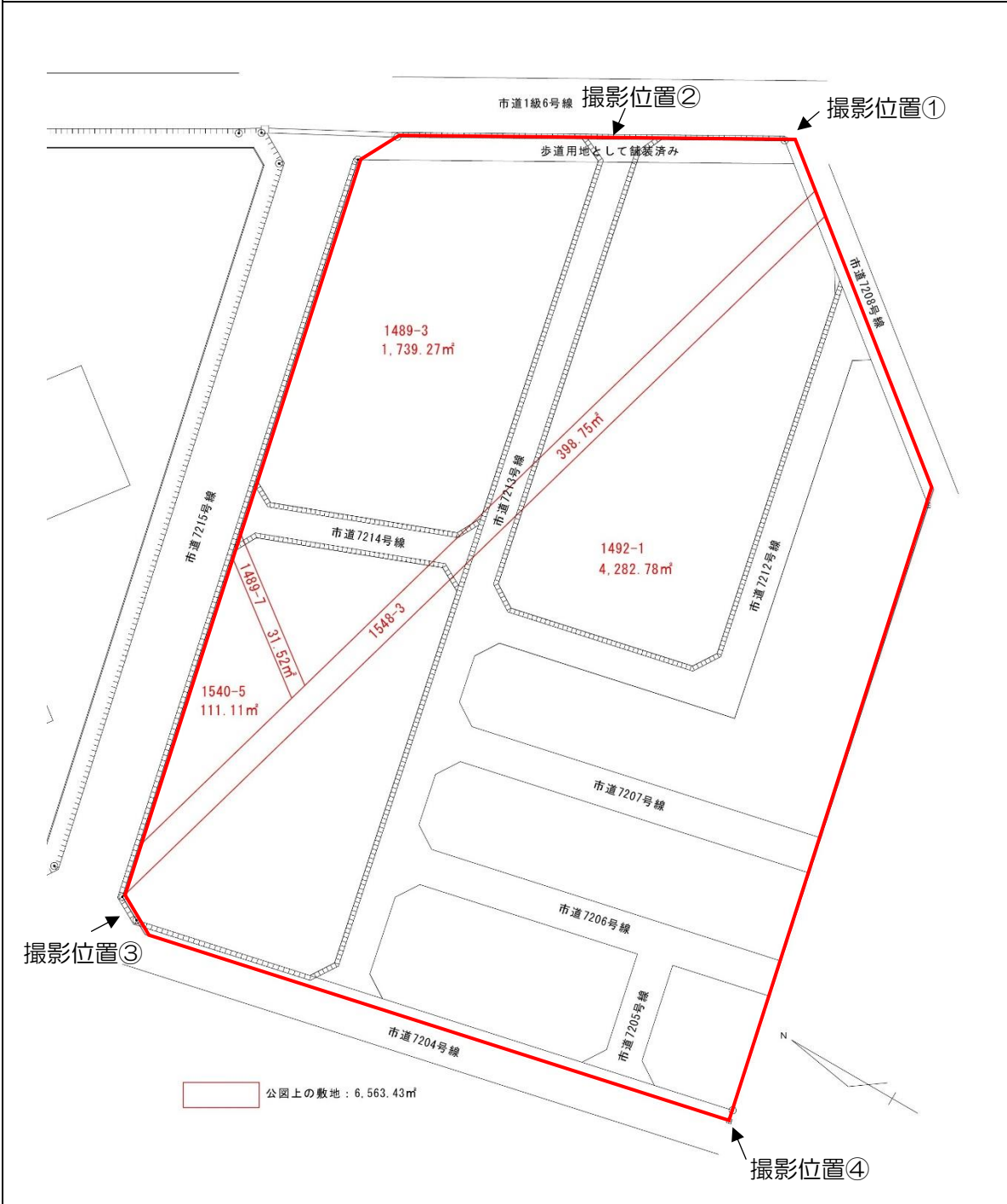
(2) 売買代金の納入、所有権移転、土地引き渡し

- ①売買代金は、本契約締結の日から60日以内の市が指定する日までに納入していただきます。
- ②本契約締結時に納入した契約保証金は、売買代金に繰り入れることができます。
- ③売買代金は、本市が発行する「納入通知書兼領収書」により一括で支払っていただきます。
- ④引き渡しの時期は、売買代金の支払いがあった日とし、同時に対象物件を現状のまま引き渡します。
- ⑤所有権移転登記は、土地引き渡し後、嘱託登記により本市で代行しますが、登記に要するすべての費用は事業者の負担となります。
- ⑥嘱託登記に必要な書類は、土地引き渡し後速やかに、本市に提出していただきます。

周辺図



画地図



※画地図等は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。参考としてお考えください。

売却地の様子（R3.10.25 撮影）

撮影位置①



撮影位置②



撮影位置③



撮影位置④

物件調書

物件番号	1	最低売却価格	122,000,000円	
所在地	町丁目	地番	地目	登記地積 (㎡)
	松沼町	1489番3	宅地	1,739.27㎡
		1489番7	宅地	31.52㎡
		1492番1	宅地	4,282.78㎡
		1540番5	宅地	111.11㎡
	1548番3	宅地	398.75㎡	
形状	画地図のとおり			
都市計画法等	区域区分	市街化区域		
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		
	建ぺい率	60%	容積率	200%
	防火指定	なし(建築基準法第22条・第23条区域)		
都市再生特別措置法に基づく 立地適正化計画で定める区域	居住誘導区域 内 都市機能誘導区域 外			
文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)	—			
接面道路	敷地北東側は、幅員約8mのアスファルト舗装の市道(1級6号線)に接する。(歩道部分は売却用地で舗装済み) 敷地北西側は、幅員約6.5mのアスファルト舗装の市道(7215号線)に接する。 敷地南西側は、幅員約5mのアスファルト舗装の市道(7204号線)に接する。(うち約1.2mは、売却用地で舗装済み) 敷地南東側は、幅員約2.9~3.5mのアスファルト舗装の市道(7208号線)に接する。(建築基準法第42条第2項道路のため、中心から2mの後退が必要。現況は後退済みであるが、未分筆)			
上水道	市道1級6号線に200mm、市道7215号線に150mm、市道7204号線に50mm、市道7208号線に250mmの管が配管有り			
下水道	有(市道7204号線)			
ガス	プロパンガス			
公共施設 (道路距離)	館林市役所		物件の東南東 約3,600m	
	館林市立第八小学校		物件の北東 約1,100m	
	館林市立多々良中学校		物件の北東 約700m	

交通機関 (道路距離)	鉄道：東武伊勢崎線「成島駅」	物件の南	約 650m
	バス：多々良巡回線「松沼市営住宅前」	物件の北側	約 0m
特記事項			
<ul style="list-style-type: none"> • 現状有姿での引渡しになります。 • 本物件は道路整備条件付きとなります。整備が必要となる道路等の詳細は次ページ及び本要領 P.2 その他をご参照ください。なお、最低売却価格は、土地価格から道路部分の舗装や側溝等の撤去費用に相当する額、及び下水道受益者負担金に相当する額を減額して算定しています。 • 売却地の地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査は行っていません。参加者の負担において調査していただくことが可能です。詳細は本要領 P.9 5 (3) ⑧をご確認ください。 • 電気、上水道などの引込み手続及び費用負担は事業者が行ってください。 • 売却地に東京電力の電柱が設置されており、売却後の電柱の取扱については、東京電力との協議が必要です。電柱移設等及びその費用負担、協議等について本市は対応しません。 • 道路等の公共施設を廃止、拡幅、付替又は新設するにあたっては、都市計画法、建築基準法及び県、本市の条例等により、指導等がありますので事前に関係各所へご確認ください。 • 売却地に隠れた瑕疵があっても、本市は担保責任を負いません。 			

売却地内に存する道路の概要

路線名	所在地	幅員 (m)	延長 (m)	面積 (㎡)	備考
市道 1 級 6 号線 の一部	松沼町 1489 番 3 の一部	約 2.5m	約 48m	約 114 ㎡	歩道用地
市道 7204 号線 の一部	松沼町 1492 番 1 の一部	約 1.2m	約 67m	約 80 ㎡	自主後退用 地
市道 7205 号線	松沼町 1492 番 1 の一部	4.0m	11.4m	50 ㎡	
市道 7206 号線	松沼町 1492 番 1 の一部	4.0m	41.1m	169 ㎡	
市道 7207 号線	松沼町 1492 番 1 の一部	4.0m	41.8m	129 ㎡	
市道 7208 号線 の一部	松沼町 1489 番 3 の一部	約 1.0m	約 39m	約 23 ㎡	2 項道路後 退用地
市道 7212 号線	松沼町 1489 番 3 の一部	4.0m	71.9m	316 ㎡	
市道 7213 号線	松沼町 1489 番 3 の一部	3.9m~ 4.2m	95.7m	388 ㎡	
市道 7214 号線	松沼町 1489 番 3 1489 番 7 1548 番 3 の各一部	4.0m	24.1m	110 ㎡	
合計				約 1,397 ㎡	
<p>※ 敷地内の道路の面積は道路台帳より転記。 ※ 外周道路は図上計測による参考値。</p>					